第２８回全国高等学校少林寺拳法選抜大会

規定科目について

１　規定組演武、規定単独演武については、次の技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり演武を行う。

（１）【規定組演武の部】

**①　流水蹴（後） 〔６級〕**

**②　十字抜（片手） 〔３級〕**

**③　天地拳第一系　相対 〔５級〕**

**④　外押受突 〔３級〕**

**⑤　逆小手～前指固 〔５級〕**

**⑥　十字受蹴　　 〔３級〕**

（２）【規定単独演武の部】

**①　天地拳第一系 〔６級〕**

**②　流水蹴（後）　　 〔６級〕**

**③　義和拳第二系　　 〔３級〕**

**④　十字受蹴　 〔３級〕**

**⑤　逆小手～裏返投～裏固 〔３級〕**

**⑥　天地拳第四系　　 〔３級〕**

２　団体演武については、１・６構成は単独演武とし、２～５構成は組演武にて構成する。

なお、１・６構成については、下記の単独演武基本法形より、資格に応じてそれぞれ１技選択し、一方向のみ行う。

　　　　天地拳第一系～第六系、義和拳第一系・第二系、龍王拳第一系・第三系、龍の形（逆小手）、紅卍拳、白蓮拳第一系

３　注意事項

（１）上記の各種目においては、規定通り実施されなかった場合は失格とする。

（２）規定単独演武、団体演武の１・６構成における単独演武基本法形については、開始時の構えから残心時の構えまでを定められた通り行う。定められた内容が行われていない場合は、その内容に応じ、「全国高等学校少林寺拳法選抜大会規則」及び「少林寺拳法競技規則」に則って、減点とする。

　　　ただし、攻防後に全転換、半転換を伴う「天地拳第３系～第６系、義和拳第１系・第２系、紅卍拳、白蓮拳第１系」については、全転換、半転換部分を他の体捌き、足捌き、運歩に置き換えることを可とし、その後の構えは不問とする。

　（３）級拳士の技の使用については、以下の許容範囲を設ける。

　　　①演武者が、「見習い・６級・５級・４級」の場合は、３級科目までの技が使用できる。

②演武者が、「３級・２級・１級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。

以上